

日立市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 日立市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を聴き、計画に反映させるため、日立市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定に関し必要な審議及び検討を行い、その結果を市長に答申する。

（組織）

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市民委員等

（任期）

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から市長に答申を提出する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ市長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から適用する。